⑷　無登録業者に対する罰則の引上げ、犯則事件の定義の拡大

イ　金融商品取引法第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行った者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとする。（第百九十七条関係）

ロ　犯則事件の定義を、金融商品取引法第八章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を害するものその他の証券取引等監視委員会の調査の対象とすることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるものに係る事件とする。（第二百十条関係）

⑸　外国金融商品取引規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限への出頭を求める権限の追加

内閣総理大臣は、外国金融商品取引規制当局から調査の協力の要請があった場合において、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、関係人又は参考人に対し、出頭を求め、当該職員に質問をさせることができることとする。（第百八十九条関係）

⑹　証券取引等監視委員会の犯則調査手続のデジタル化

電磁的記録提供命令に係る規定の整備を行うとともに、裁判官の許可状が電磁的記録による場合及び証券取引等監視委員会の職員が調書を電磁的記録をもって作成する場合に係る規定等の整備を行う。（第二百十一条～第二百十一条の三、第二百十二条～第二百十五条、第二百十六条～第二百二十二条の四、第二百二十四条、第二百二十六条関係）

⑺　顧客財産管理人制度の導入

内閣総理大臣は、金融商品取引業者の業務の廃止等に際し、当該金融商品取引業者の業務の運営が著しく不適切であることにより、顧客財産の返還等に支障があると認めるときは、顧客財産管理人を選任し、当該金融商品取引業者に対し、当該顧客財産管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができることとする。（第五十七条の二十八、第五十七条の三十関係）

⑻　その他

その他所要の規定の整備を行う。

５　罰則

所要の罰則規定の整備を行う。

６　その他

その他所要の規定の整備を行う。

第２　資金決済に関する法律の一部改正

１　暗号資産取引に係る規定の削除

第１の１に伴い、暗号資産取引に係る規制を資金決済に関する法律から削除する。（改正前の第二条第十四項～第二十項、改正前の第三章の三、改正前の第三章の四のうち暗号資産仲介行為に係る部分関係）

２　その他

その他所要の規定の整備を行う。

第３　施行期日等

１　この法律は、原則として、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に掲げるものは、それぞれ次に定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑴　無登録業者に対する罰則の引上げ、犯則事件の定義の拡大（暗号等資産の売買その他の取引に係る事件の追加に係る部分を除く。）に係る規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

⑵　特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備並びに成長資金供給の拡大に係る開示制度の見直しに係る規定　令和九年四月一日

⑶　証券取引等監視委員会の犯則調査手続のデジタル化に係る規定　令和九年十月一日

２　この法律の施行に際し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。（附則第二条～第九十一条関係）

３　この法律の施行の状況等に関する検討規定を設ける。（附則第九十二条関係）

◇下水道法等の一部を改正する法律（法律第六十五号）（国土交通省）

第１　下水道法の一部改正

１　目的

この法律の目的に、下水道の基盤の強化を図ることを追加する。（第一条関係）

２　基本方針

⑴　国土交通大臣は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。（第二条の二関係）

⑵　流域別下水道整備総合計画は、基本方針に即するものでなければならないものとする。（第二条の四第六項関係）

⑶　事業計画は、基本方針に即したものでなければならないものとする。（第六条第五号及び第二十五条の二十五第五号関係）

３　責務

⑴　国は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを推進するとともに、都道府県及び下水道管理者に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならないものとする。（第二条の三第一項関係）

⑵　都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における下水道管理者の間の連携等の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとする。（第二条の三第二項関係）

⑶　下水道管理者は、下水道を適正に管理するとともに、その下水道の基盤の強化に努めなければならないものとする。（第二条の三第三項関係）

４　事業計画への道路管理者の協力が必要な事項の記載

⑴　事業計画に定めるべき事項のうち、点検の方法及び頻度においては、道路管理者との連携による道路の路面下の点検の実施、道路の区域における地盤の状況に関する情報の提供その他の公共下水道管理者又は流域下水道管理者が行う点検のために道路管理者の協力が必要な事項を記載することができるものとする。（第五条第二項及び第二十五条の二十四第二項関係）

⑵　公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、事業計画に道路管理者の協力が必要な事項について記載しようとするときは、当該事項について、当該道路管理者に協議し、その同意を得なければならないものとする。（第四条第六項及び第二十五条の二十三第七項関係）

５　構造の原則の創設

公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止することができるものであって、水圧、土圧、地震力その他の荷重、地盤の状況、下水の量及び水質その他の公共下水道の損傷、腐食その他の劣化を生じさせるおそれのある要因を考慮した安全なものであり、かつ、改築、修繕及び点検の容易性並びに災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施の容易性を考慮したものでなければならないものとする。（第七条第一項関係）

６　維持又は修繕に関する技術上の基準

公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準は、公共下水道の施設の安全性の評価に関する基準を含むものでなければならないものとする。（第七条の三第三項関係）

７　計画的な改築等

公共下水道管理者は、長期的な観点から、排水区域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況に鑑み、公共下水道の計画的な改築に努めなければならないものとするとともに、公共下水道の改築に要する費用を含む公共下水道の管理に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならないものとする。（第七条の四関係）

８　排水区域等の廃止に関する規定の整備

⑴　公共下水道管理者は、排水区域又は処理区域（以下「排水区域等」という。）の自然的経済的社会的諸条件を考慮し、公共下水道により当該排水区域等の全部又は一部の下水を排除又は処理する必要がなくなったと認める場合には、当該排水区域等の全部又は一部を廃止することができるものとする。（第九条の二第一項及び第五項関係）